

京極町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

令和4年3月

目次

1. 背景

2. 基本的事項

- (1) 目的
- (2) 対象とする範囲
- (3) 対象とする温室効果ガス
- (4) 基準年度・計画期間
- (5) 上位計画及び関連計画との位置づけ

3. 温室効果ガスの排出状況

4. 温室効果ガスの排出削減目標

5. 目標達成に向けた取組

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

- (1) 推進体制
- (2) 点検・評価・見直し体制
- (3) 進捗状況の公表

1. 背景

近年、気候変動が原因の 1 つと考えられる異常気象が世界各地で発生しており、気候変動対策を進めることは、世界全体の喫緊の課題となっています。

国際的な動きとしては、2015 年 12 月に、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択され、2016 年 11 月に発効しました。

パリ協定では、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前より 2.0℃高い水準を十分に下回るものに抑えるとともに、1.5℃高い水準までのものに制限するための努力を継続することを定めています。また、そのために、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡（世界全体でのカーボンニュートラル）を目指すこと等も定められています。

我が国では、1998 年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、都道府県及び市町村が、単独で又は共同して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016 年には、地球温暖化対策計画が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を 2030 年度に 2013 年度比で 26%減とすることが掲げられ、同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し、実施するよう求められています。

2021 年 4 月には、地球温暖化対策推進本部・気候サミットにおいて、我が国の温室効果ガス排出量の削減目標を新たにし、2013 年度比 46%減を目指すこと、さらに 50%減の高みに向けて挑戦することを表明しました。

さらに、2021 年 5 月には、我が国の地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が成立し、パリ協定や 2050 年カーボン・ニュートラル宣言を踏まえた基本理念の追加、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進するための計画・認定制度が創設されました。

2021 年 10 月には、国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）がイギリス・グラスゴーにおいて開催され、最新の科学的知見に依拠しつつ、パリ協定の 1.5℃努力目標達成に向け、今世紀半ばのカーボン・ニュートラル及びその通過点である 2030 年に向けて野心的な気候変動対策を全締約国に対し求める内容が盛り込まれました。

上記を踏まえ、京極町においても、地球温暖化の防止に向けた取組を推進しています。

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日法律第117号）

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～12 （略）

2. 基本的事項

（1）目的

京極町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「京極町事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、京極町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

（2）対象とする範囲

事務事業編の対象範囲は、京極町の全ての事務・事業とします。

温室効果ガス総排出量を算定する対象施設は、次のとおりとします。

表 温室効果ガス総排出量の算定対象とする施設

施 設 名	施設主管課
京極町役場庁舎	総務課
京極温泉	企画振興課
商工会館	企画振興課
ふきだし公園（名水プラザ）	企画振興課
ふきだし公園（トイレ施設、管理棟）	企画振興課
バス待合所（10 か所）	企画振興課
最終処分場水処理施設	住民福祉課
火葬場	住民福祉課
福祉センター	健康推進課
下水終末処理場	建設課
水道ポンプ場（5 か所）	建設課
京極保育園	保育園
京極小学校	学務課
南京極小学校 旧校舎	学務課・総務課
京極中学校	学務課
給食センター	学務課
公民館	生涯学習課
生涯学習センター湧学館	生涯学習課
総合体育館	生涯学習課
温水プール	生涯学習課
スリーユーパーク（パークゴルフ場管理棟、キャンプ場 トイレ、炊事場）	生涯学習課
リフレッシュパーク（トイレ、管理棟）	生涯学習課
ひまわりクリニックきょうごく	診療所

※本計画の対象となる施設・設備は、京極町が自ら温室効果ガスの排出量を管理できる、エネルギー管理権限を有する範囲とする。

表 温室効果ガス総排出量の算定対象とする施設

公 用 車	施設主管課
ガソリン（クラウン）	総務課
ガソリン（エスティマ）	総務課
ガソリン（サクシードワゴン）	企画振興課
ガソリン（スバルインプレッサ）	税務課
ガソリン（ウイングロード）	住民福祉課
ガソリン（AD バン）	健康推進課
ガソリン（エクストレイル）	産業課
ガソリン（フィーダー）	建設課
ガソリン（フィールダー）	建設課
ガソリン（エクストレイル）	建設課
ガソリン（エクストレイル）	学務課
ガソリン（トヨタビッツ）	診療所
軽油（じん芥車）	住民福祉課
軽油（ハイエース）	生涯学習課
軽油（メルファ）※スクールバス	学務課
軽油（ガーラミオ）※スクールバス	学務課
軽油（キャラバン）※給食運搬車	学務課
軽油（トラック1）	建設課
軽油（トラック2）	建設課
軽油（トヨタダイナ）	建設課
軽油（トラック3）	建設課
軽油（ショベル1）	建設課
軽油（ショベル2）	建設課
軽油（コマツグレーダー）	建設課
軽油（ロータリー車1）	建設課
軽油（ロータリー車2）	建設課
軽油（雪上車）	建設課

(3) 対象とする温室効果ガス

地方公共団体実行計画（事務事業編）の対象となる温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、以下1～6となります。

1 二酸化炭素（CO ₂ ）	電気や燃料等の使用による排出、一般廃棄物中の廃プラスチック類の焼却等により排出
2 メタン（CH ₄ ）	自動車の走行や燃料の使用、一般廃棄物の焼却等により排出
3 一酸化窒素（N ₂ O）	自動車の走行や燃料の使用、一般廃棄物の焼却等により排出
4 ハイドロフルオロカーボン（HFC）	自動車用エアコンの使用時に排出
5 パーフルオロカーボン（PFC）	半導体の製造、溶剤等の製造・使用・廃棄時に排出（地方公共団体ではほとんど該当しない）
6 六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時に排出（地方公共団体ではほとんど該当しない）
7 三ふっ化窒素（NF ₃ ）	※対象外

京極町には、大規模病院（麻酔剤）が存在しないことから CH₄ や N₂O 等の排出による影響は少ないものと考えられます。総排出量の算定対象とする温室効果ガスは、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

(4) 基準年度・計画期間

基準年度は、2020 年度とします。

2022 年度から 2030 年度末までを計画期間とします。また、計画開始から 5 年後の 2026 年度に、計画の見直しを行います。

項 目	年 度							
	2020	2022	2023	2024	2025	2026		2030
期間中の事項	基準年度	計画開始				計画見直し		目標年度
計画期間								
(その他) 地域全体		調査・分析 ・再エネ導入可能性 ・町民・事業者アンケート ・吸収量把握	計画開始					目標年度

(5) 上位計画及び関連計画との位置づけ

京極町事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び京極町総合計画に即して策定します。

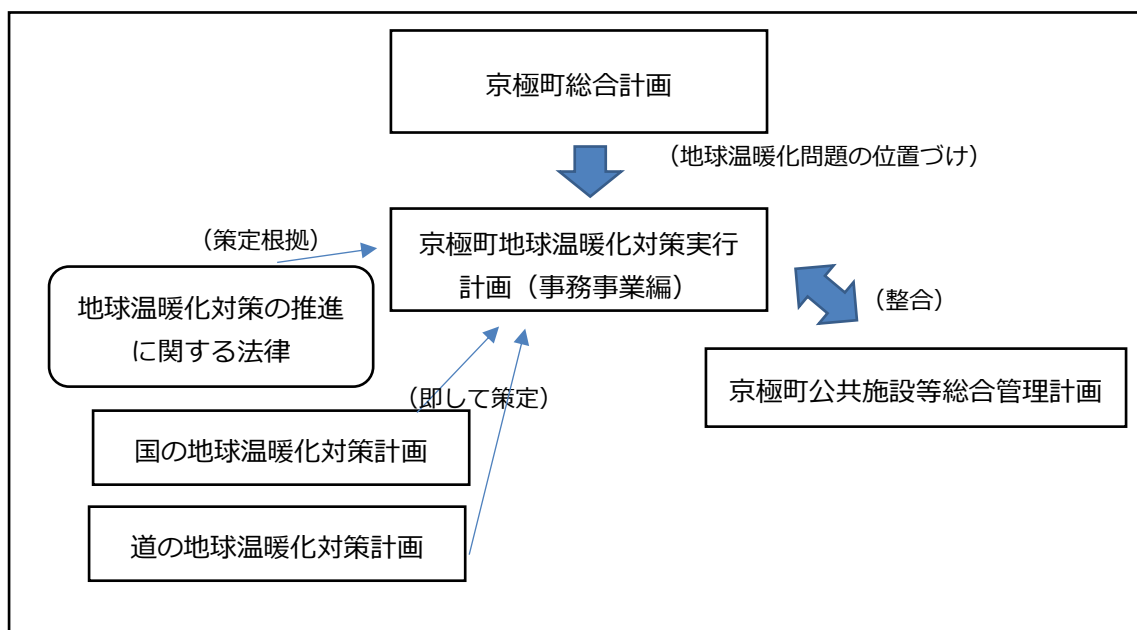


図 京極町事務事業編の位置付け

3. 温室効果ガスの排出状況

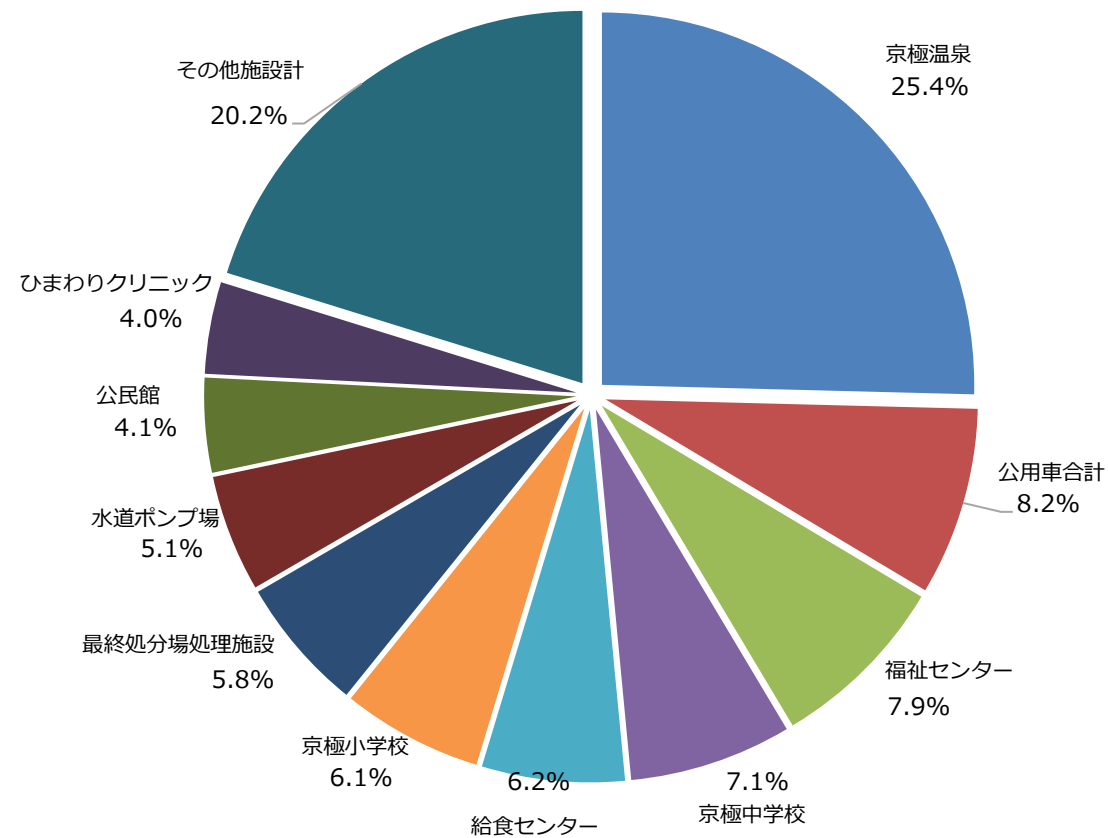
京極町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である 2020 年度において、3,174t-CO₂ となっています。

施設名	電気	ガソリン	軽油	灯油	A 重油	液化石油 ガス (LPG)	都市 ガス	建物計
京極温泉	57.19		0.25		737.12	11.40		805.96
公用車合計		259.00						259.00
福祉センター	158.28	11.46	10.06	5.09	64.23		0.34	249.46
京極中学校 (給食センター負担分除く)	223.62	0.12						223.74
給食センター (京極中学校との案分及び ロードヒーティング分)	196.48							196.48
京極小学校	54.01	0.24		1.45	138.21			193.92
最終処分場水処理施設	166.34			18.87				185.22
水道ポンプ場 (5 か所)	161.05							161.05
公民館	50.74	0.21	0.21	0.67	78.05	0.20		130.08
ひまわりクリニックきょうごく	55.95				70.46			126.41
生涯学習センター湧学館	117.41	0.28		2.02				119.70
温水プール	98.21							98.21
京極町役場庁舎	55.66			0.18	40.65	0.33		96.83
総合体育館	33.83			0.81	52.03			86.67
ふきだし公園 (名水プラザ)	43.62			20.29			4.31	68.22
京極保育園	13.39			46.76				60.15
バス待合所 (10 か所)	29.90							29.90
商工会館	12.61			16.64				29.24
リフレッシュパーク (トイレ、管理棟)	8.11	0.67	7.72	1.05				17.56
下水終末処理場	10.39		1.10	2.12				13.61
火葬場	2.73			9.33		0.00		12.05
スリーユーパーク (パークゴルフ場管理棟、 キャンプ場トイレ、炊事場)	5.87			0.25				6.12
南京極小学校 校舎	2.00							2.00
ふきだし公園 (管理棟、トイレ)	1.98							1.98
合計	1,559	272	19	126	1,181	12	5	3,174

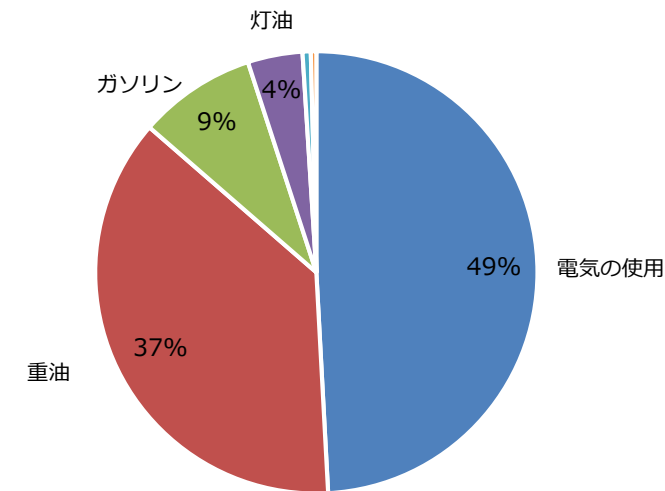
表 施設別排出量内訳 (単位は t-CO₂、換算/年)

施設別排出量の内訳は、京極温泉が 25.4%と突出して多く、次に公用車（計）、福祉センター、京極中学校、給食センターと続きます。京極温泉では、排出量の 806 t-CO₂ のうち、737 t-CO₂ が温泉を温めるための重油の使用によるものです。

冬期間の除雪作業、冬期間の暖房による排出量のほか、京極中学校や給食センターでは、暖房設備に電気を使用していることから、排出量が多い要因となっています。



燃料別の温室効果ガス総排出量の内訳は、電気の使用に伴う排出が 49%、重油の使用に伴う排出が 37%を占めています。



電気	1,559
A 重油	1,181
ガソリン	272
灯油	126
軽油	19
液化石油ガス	12
都市ガス	5
合計	3,174

※燃料別排出量

(単位は t-CO₂、換算/年)

4. 温室効果ガスの排出削減目標

地球温暖化対策計画等を踏まえて、京極町の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量の削減目標を設定します。

目標年度（2030 年度）に、基準年度（2020 年度）比で 50%削減することを目標とします。

温室効果ガスの総排出量の削減目標

項 目	基準年度（2020 年度）	目標年度（2030 年度）
温室効果ガス総排出量	3,174t-CO ₂	1,587t-CO ₂
削減率	—	50%

5. 目標達成に向けた取組

温室効果ガスの主な排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

① 職員の啓発・行動

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- ・グリーン購入法や環境配慮契約法に基づく取組を推進
- ・照明器具や OA 機器、給湯・暖房機器等などの適切な運用・利用
- ・ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整
- ・空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上
- ・エコドライブの実践や近距離移動時の公用車利用を削減
- ・職員に対し、地球温暖化対策に関する研修を実施
- ・夏季のクールビズ、冬季のウォームビズを推進
- ・ワークライフバランスを確保し、計画的な定時退庁の実施による超過勤務を縮減
- ・書類の電子化等を活用し、ペーパーレス化を推進

② 施設設備等の運用改善・更新時や建替え等における取組

現在保有している施設設備等の運用方法の見直しを行います。また、新たに設備を導入する際や更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入し省エネルギー化を推進するとともに、再生可能エネルギーを積極的に導入します。

- ・建築物の省エネ対策の徹底（新築・増改築含む）
- ・LED 照明などの設備更新
- ・燃費効率の良い公用車への買い替えの実施
- ・太陽光発電や地中熱、小水力発電などの再生可能エネルギーの導入検討
- ・災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池や燃料電池の導入検討

③ 町民・事業者と連携した取り組み

本計画の取組や実施状況を公表し、積極的な情報提供・発信を行います。

- ・町民に対し、地球温暖化対策に関するセミナーを実施
- ・森林整備等による吸収源対策の実施
- ・公園整備や公共空間の緑化等の推進

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

京極町事務事業編を推進するために、副町長を委員長とする「京極町地球温暖化対策庁内委員会」を設けます。また、各課及び各施設に「地球温暖化対策推進責任者」を1名配置し、取組を着実に推進します。

・京極町地球温暖化対策庁内委員会

副町長を委員長とし、各課及び各施設の地球温暖化対策推進責任者（各課長等）で構成します。京極町事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

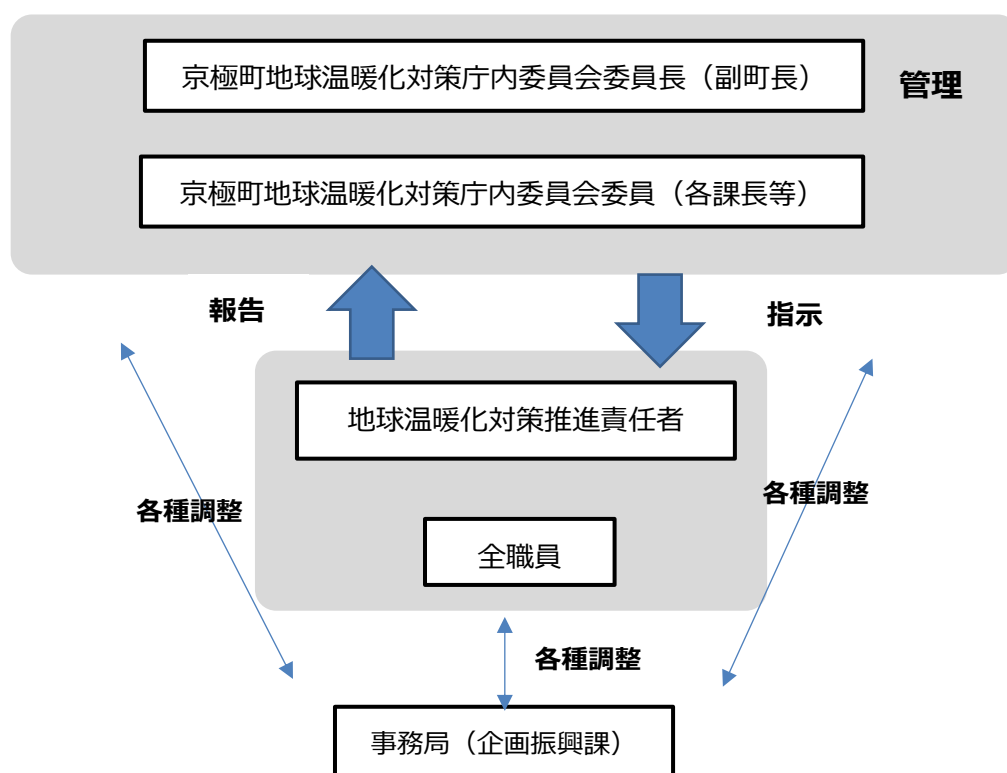


図 京極町事務事業編の推進体制

（２）点検・評価・見直し体制

京極町事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の４段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、京極町事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

① 毎年のPDCA

京極町事務事業編の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して庁内委員会に報告します。庁内委員会は毎年１回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

庁内委員会は毎年１回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2026年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、2026年度に京極町事務事業編の改定を行います。

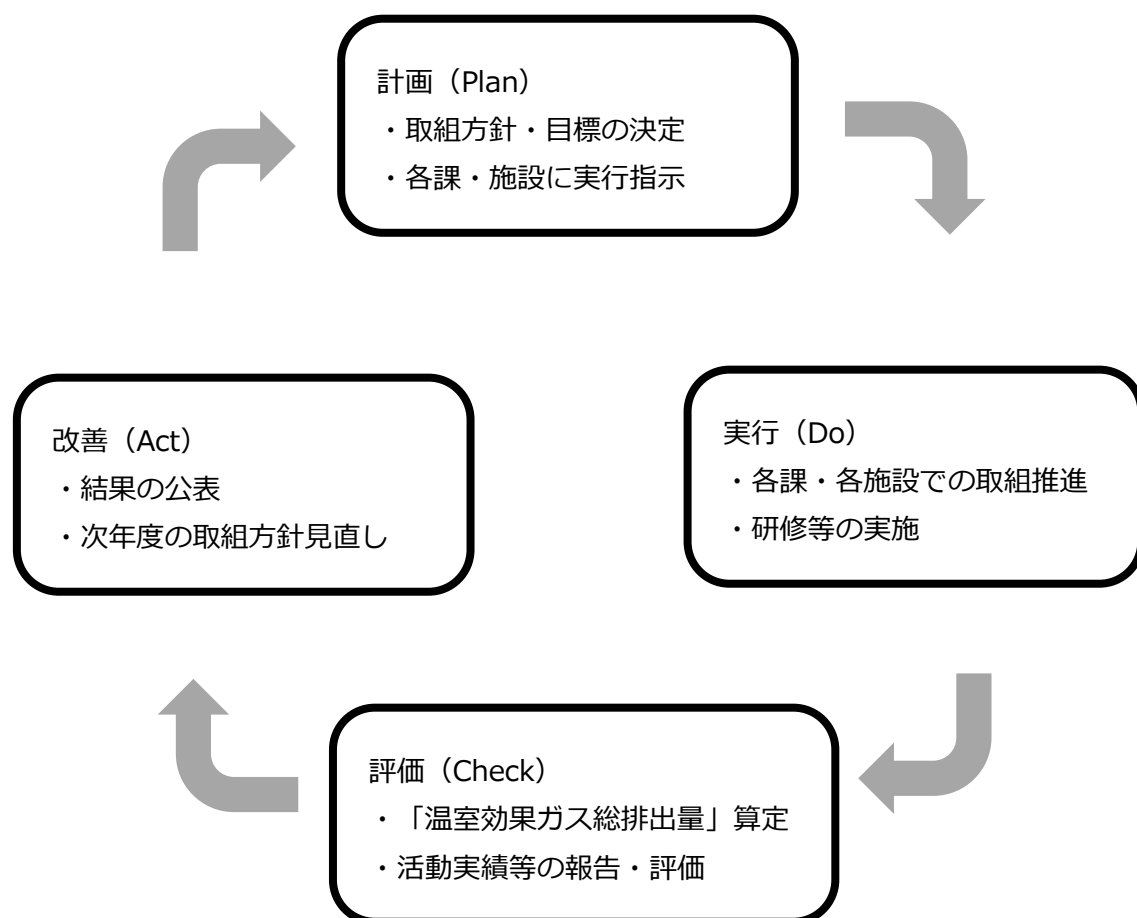


図 毎年のPDCAイメージ

表 年間スケジュール

月	事務局	地球温暖化対策推進責任者
4 月	新任研修の実施	・ 前年度の取組、エネルギー消費量の事務局への報告
5 月	・ 前年度実績、エネルギー消費量集計 ・ 取組の実施状況確認、見直し ・ 庁内委員会の開催	・ 当年度目標設定、報告 ・ 所属職員への周知
6 月	・ 「温室効果ガス総排出量」を含む計画の実施状況の公表	
7 月 ～ 2 月		
3 月	年度の取組、目標達成状況の振り返り、評価	

(3) 進捗状況の公表

京極町事務事業編の進捗状況は、京極町の HP 等で毎年公表します。